

## 浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 市長は、地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年規則第17号）に定めるほか、この要綱で定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴解消事業（以下「解消事業」という。）を実施する共聴組合等に、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、地上デジタルテレビ難視聴の解消を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### (1) 辺地共聴施設

放送電波が山や丘陵によって遮られ受信画質が劣化している地域において難視聴解消対策として設置された次に掲げる施設

##### ア 一般共聴施設

地域住民自らの発意と経費負担で設置された施設

##### イ NHK共聴施設

衛星放送開始以前に日本放送協会が設置した共聴施設に共聴組合等が民間放送受信に必要な設備を増設した施設

##### ウ 中部電力共聴施設

送電線の影響による難視聴の補償として中部電力が設置した施設のうち、地上デジタル放送の受信のため地域住民が譲渡を受けた施設

#### (2) 解消事業

次に掲げる事業をいう。

##### ア 共聴施設改修整備事業

山間地等地形的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設（以下「アナログテレビ共聴施設」という。）を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修するもの又はアナログテレビ共聴施設を受信障害対策中継放送を行う放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換するもの

##### イ 共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地形的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1 .

0 mV/m に達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの

(3) 共聴組合等

テレビ難視聴地域の住民（事業者を含む）が、辺地共聴施設の整備及び当該施設の管理を目的として組織するテレビ組合等

(4) 国庫補助活用事業

総務省の無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けようとする解消事業（民間法人等を経由した補助事業により整備するものを含む）

(5) 国庫補助対象事業

国の採択にかかわらず総務省の無線システム普及支援事業費等補助金の補助対象となる事業及び民間法人等の採択にかかわらず民間法人等を経由した補助事業の助成金の補助対象となる事業

(6) 浜松市補助対象事業

別表に掲げる経費区分のうち国庫補助対象事業分を除いたもので、地上デジタルテレビ放送を視聴するため老朽化した次の機器等を改修する事業

ア ケーブル 設置後おおむね15年以上経過したもの

イ ケーブル以外の機器等 設置後おおむね10年以上経過したもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、国庫補助対象事業の対象となる経費（以下「国庫補助対象経費」という。）と浜松市補助対象事業の対象となる経費（以下「浜松市補助対象経費」という。）との合算の額とする。

2 前項の規定に係わらず、解消事業のうち有線共聴施設の整備を行うときの国庫補助対象経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満）の場合には、国庫補助対象経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6とする。）に相当する額に国庫補助対象経費を算定し直すものとする。

3 前2項の規定に係わらず国庫補助対象経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を下回る場合には、補助対象経費から国庫補助対象経費を除くものとする。

4 前3項の規定に係わらず補助対象経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を下回る場合には、補助対象経費としない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の表の左表に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において解消事業を実施する共聴組合等に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

区分	額
一般共聴施設及び中部電力共聴施設に係る共聴施設改修整備事業	補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については国庫補助で認められた額(国庫補助対象経費が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合を除き、当該経費から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍の額を差し引いた額を上限とする。)
一般共聴施設に係る共聴施設新設整備事業	補助対象経費の3分の2に相当する額 ただし、新たに設置する伝送路のうち300mを超える部分については定額(別表第2に掲げる経費の総額が加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合を除き、当該経費の総額から加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍の額を差し引いた額を上限とする。)
NHK共聴施設に係る解消事業	経費総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の2分の1に相当する額

( 交付の申請 )

第6条 解消事業を行なう共聴組合等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

( 交付決定の通知 )

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、国庫補助活用事業にあっては、市長の交付決定は総務大臣からの交付決定通知書(民間法人等を経由した補助事業に係る交付決定通知書を含む)による通知を受けた以降に行うものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

( 申請の取り下げ )

第8条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通

知があった日から 20 日以内に、様式第 3 号による交付申請取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

( 変更等の承認 )

第 9 条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式 4 号による変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

( 1 ) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の 20% を超える額の減額に限る。

( 2 ) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より効率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助事業の目的及び事業効率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第 5 号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

( 事故の報告 )

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第 6 号による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

( 状況報告 )

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに様式第 7 号による補助事業状況報告書を市長に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき ( 補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。 ) は、その日から起算して 15 日を経過した日または交付の決定に係る会計年度の 2 月 10 日 ( 民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市経由で行われた補助事業者にあつては、15 日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の 1 月 31 日 ) までのいずれか早い日までに、様式第 8 号による報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せず市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 20 日 ( 民間法人等を経由した補助事業であつて、事業に係る交付申請が市経由で行われた補助事業者にあつては、当該民間法人等が定める実績報告書の提出期日までに補助事業を完了しないと見込まれる場合には、交付決定に係る

会計年度の3月1日)までに、前項に準ずる報告書等を市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告をうけたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助金の額を確定し、補助事業者に対し様式第9号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、第9条第2項の補助事業の中止または廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しておくなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者が補助事業によって取得し、または効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式11号による承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。(市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

- 2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、

その収入の全部または一部を市に納付させることがある。

- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届出なければならない。

(1) 団体名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(書類の提出)

第19条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付の特例)

第20条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、当該補助金の交付決定前に実施した(当該補助金に係る予算成立以前の実施も含む。)別表経費区分欄の「3調査・設計費」に該当する事業に対して当該補助金を交付することができる。ただし、当該補助金が国又は県から交付を受ける補助金等を直接にその財源の全部又は一部とするものにあつてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により市長が特に必要があると認める場合においても第4条第4項の規定は適用される。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 本則の規定は、平成24年度から平成26年度までの補助金に適用する。

(浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱の廃止)

- 3 浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)は、廃止する。

(浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者のうち当該交付の決定

に係る補助事業の完了の確認がされているものについては、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

5 施行日前に旧要綱第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者のうち当該交付の決定に係る補助事業の完了の確認がされていないものは、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者とみなす。この場合において、第5条の表一般共聴施設及び中部電力共聴施設に係る共聴施設改修整備事業の項中「300m」とあるのは、「1km」とし、同表一般共聴施設に係る共聴施設新設整備事業の項額の欄ただし書の規定は適用しない。

別表

経費区分	内容
1 施設・設備費	<p>(1) 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 鉄塔</p> <p>(イ) 局舎</p> <p>(ウ) 外構施設</p> <p>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）</p> <p>(キ) 伝送用専用線</p> <p>(ク) ケーブル</p> <p>(ケ) 中継増幅装置</p> <p>(コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）</p> <p>(サ) 警報装置</p> <p>(シ) 監視装置</p> <p>(ス) 制御装置</p> <p>(セ) 測定器</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（浜松市長が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 附帯工事費</p>
2 用地取得費・道路費	<p>(1) 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
3 調査・設計費	<p>(1) 前2号の施設・設備を設置するに当たり必要な調査・設計費</p>



様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所

フリガナ  
団 体 名

フリガナ  
代表者氏名

印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費  
補助金交付申請書

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金の  
交付を受けたいので、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補  
助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 ( 注 1 ) 金 , 千円

3 補助事業の概要  
別紙 1

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書  
別紙 2

別紙 1

補助事業の概要

共聴組合名	
代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

サービスエリア

(千円)

経費区分	補助金申請額 (事業費 × 補助率)	事業費
施設・設備費		
国庫補助対象経費		
浜松市補助対象経費		
用地取得費・道路費		
調査・設計費		
合計		

備考
----

工事概要書

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

1 設置場所

2 建設用地

- (1) 敷地面積  $m^2$
- (2) 海拔高 m
- (3) 敷地の所有関係
  - 購入
  - 借地 県、市有地、その他（具体的に）
  - 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別  
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
- (5) 開発規制の状況 地目  
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 造 階建
- (2) 建築面積  $m^2$
- (3) 延べ床面積  $m^2$
- (4) 鉄塔の構造等 型 高さ（地上高） m
- (5) ケーブルの長さ m
- (6) 中継増幅装置の数 台

4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日
- (3) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

サービスエリア	サービス開始(予定)年月日

6 資金計画

(千円)

収 入		支 出	
財 源 内 訳		経 費 区 分	( 事 業 費 )
補助金(交付申請額)	/	施設・設備費	/
国庫補助対象事業		国庫補助対象事業	
浜松市補助対象事業		浜松市補助対象事業	
対策事業を行う者の負担額(予算額)	/	対策事業を行う者の負担額(予算額)	/
借入金		用地取得費・道路費	
自己資金		調査・設計費	
その他(        )		小 計	
小 計		/	/
合 計		合 計	

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)

様式第 2 号 ( 第 7 条第 1 項関係 )

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費  
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金については、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、  
申請書に記載されたとおりとする。  
一部修正の上、別紙 1 のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金 , 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

( 千円 )

経費区分	交付決定額
施設・整備費	
国庫補助対象経費	
浜松市補助対象経費	
用地取得費・道路費	
調査・設計費	
合 計	

- 4 補助金の交付の条件は、別紙 2 のとおりとする。

## 別紙 1

## 補助事業の概要

共聴組合名	
代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

サービスエリア

(千円)

経費区分	補助金申請額(事業費×補助率)	事業費
施設・設備費		
国庫補助対象経費		
浜松市補助対象経費		
用地取得費・道路費		
調査・設計費		
合計		

備考

## 別紙 2

- (1) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。なお、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、または未納額との相殺をする場合がある。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ浜松市長の承認を受けなければならない。ただし、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、浜松市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を浜松市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、浜松市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を浜松市長に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月10日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市経由で行われた補助事業者にあつては、15日を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の1月31日）のいずれか早い日までに、実績報告書を浜松市長に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日（民間法人等を経由した補助事業であって、事業に係る交付申請が市経由で行われた補助事業者にあつては、当該民間法人等が定める実績報告書の提出期日までに補助事業を完了しないと見込まれる場合には、交付決定に係る会計年度の3月1日）までに前号に準ずる報告書を浜松市長に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しておかななければならない。
- (9) 共聴組合が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ浜松市長の承認を受けなければならない（交付要綱第17条第1項の規定により浜松市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を浜松市に納付させることができる。

- (11) 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 共聴組合は、(9)により付した条件に基づき浜松市長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第11号による承認申請書を浜松市長に提出し、浜松市長の承認又は指示を受けなければならない。



様式第3号(第8条第2項関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費  
補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請(平成 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理 由

様式第4号(第9条第1項関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 へ

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業の  
変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市  
地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業の一部を変更する必要があるの  
で、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第9  
条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

変更事項		変更前	変更後
内 容  経 費 の 配 分	施設・設備費		
	国庫補助対象経費		
	浜松市補助対象経費		
	用地取得費・道路費		
	調査・設計費		
	合 計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要及び当該事業に係る積算内訳を変更前と変更後のもの  
を対比して記載した資料

様式第 5 号 ( 第 9 条第 2 項関係 )

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業  
中止 ( 廃止 ) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業を中止 ( 廃止 ) したいので、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止 ( 廃止 ) する理由

2 経費の支出額内訳 ( 千円 )

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合 計
施設・設備費			
国庫補助対象経費			
浜松市補助対象経費			
用地取得費・道路費			
調査・設計費			
合 計			

3 事業の再開の見通し ( 事業を中止する場合のみ )

(1) 中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 へ

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業  
事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

## 記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業  
状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
国庫補助 対象経費					
浜松市補助 対象経費					
用地取得費・ 道路費					
調査・設計費					
合 計					

様式第 8 号 ( 第 1 2 条第 1 項関係 )

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業  
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金に係る補助事業は、完了しましたので、実績について、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	
完 了 日	

2 施設の利用見込み

サービスエリア内世帯数	サービス開始 ( 予定 ) 年 月 日

### 3 事業収支総括表

(円)

収 入		
補助金	交付決定年月日 及び交付決定額	予定額
国庫補助対象経費	年 月 日	
浜松市補助対象経費	年 月 日	
対策事業を行う者の 負担額	予算額	実績額
借入金		
自己資金		
その他( )		
小 計		
合 計		

支 出		
経費区分	予算額	実績額(支出額合計)
施設・設備費		
国庫補助対象経費		
浜松市補助対象経費		
用地取得費・道路費		
調査・設計費		
合 計		

### 4 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

様式第9号(第13条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金の額を、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 , 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
国庫補助対象経費	
浜松市補助対象経費	
用地取得費・道路費	
調査・設計費	
合計	



様式第10号(第14条第2項関係)

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費  
補助金請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定通知のあった平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金を受けたいので、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 , 千円也

2 内 訳

経費区分	交付決定額	確定額(請求額)
施設・設備費		
国庫補助対象経費		
浜松市補助対象経費		
用地取得費・道路費		
調査・設計費		
合 計		

(注) 負の金額には 印を付すこと。

様式第 11 号 ( 第 17 条関係 )

第 号  
年 月 日

浜松市長 あて

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消  
申請  
事業費等に係る財産処分承認届出書

平成 年度において、浜松市地形的条件による地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業

により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり

申請します。  
届け出ます。

記

1 処分の内容

( 取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別 )

2 処分の理由

3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称
- (2) 施設設置者 ( 事業主体 ) の名称
- (3) 施設の所在地
- (4) 財産取得年月日
- (5) 取得財産の財源内訳
  - (ア) 浜松市補助金
  - (イ) 共聴組合負担金
  - (ウ) その他

#### 4 処分の概要

(1) 処分しようとする相手方（注2）

(2) 処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

#### 5 処分に伴う放送の再送信サービスの運用開始日（注2）

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。